

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

改 定	R7.10.20	R8.2.19
	R7.5.19	R7.8.18
	R7.2.7	R7.2.20
	R6.10.21	R6.8.20
	R6.7.19	R6.4.20
	R6.4.19	R6.2.15
	R6.1.19	R6.1.18
	R5.5.26	R4.10.7
	作 成	R2.10.12

検討課題	47	子ども議会の実施について			
区 分		A			
関連条例内容		<p>(議会運営の原則)</p> <p>第4条 議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。</p> <p>2 議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。</p> <p>3 議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。</p> <p>4 議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。</p> <p>5 議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。</p> <p>6 議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。</p> <p>7 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。</p>	<p>(市民の参画)</p> <p>第10条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない。</p> <p>2 議会は、本会議及び委員会の会議を、原則として広く市民に公開するものとする。</p> <p>3 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第100条の2の規定による専門的事項に係る調査並びに法第115条の2(委員会においては法第109条第5項において準用する第115条の2)の規定による公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的見識等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。</p> <p>4 議会は、重要な議案に対する議員それぞれの態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。</p> <p>5 議会は、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換することができる場を設置するものとする。</p>		
検討内容		<ul style="list-style-type: none"> 対象、実施手法等の検討 子どもの意見を聴くことや意見表明の場づくりの検討 			
		現状分析	議論する内容	対応内容	
		<ul style="list-style-type: none"> 議会ホームページにキッズページを設定している。 議会だよりの表紙に高校生が参画。 市内小学校の市役所見学で、議場で事務局から議会について説明している。 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども議会について対象、実施手法、開催時期等を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども議会の実施について検討するため、検討部会内にプロジェクトチームを設置し検討することとする。(令和2年1月21日第61回検討部会) 	

現状分析	議論する内容	対応内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年度及び令和7年度に中学生議会について実施内容等を検証し、議会が継続的に子どもの意見を聴くことや意見表明の場を保障する環境づくりなど仕組みについて改めて検討する。 ・ 対象については中学生に限らず、小学生や高校生など幅広い年代の多様な意見を聴く必要があるため、具体的な実施手法等について検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 亀山市議会改革推進会議検討部会内規を制定し、子ども議会に関し、専門的検討をするプロジェクトチームを設置した。（令和2年2月17日第62回検討部会） ・ プロジェクトチームにおいて、子ども議会の実施方法について協議。（令和2年2月18日、令和2年4月6日、令和2年8月20日） ・ 子ども議会の実施手法（対象者、実施内容、時期、日程、進め方、今後のスケジュール等）についてプロジェクトチームで協議したが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、教育委員会や学校との協議が難しいため、子ども議会の実施は早くとも令和4年度以降を想定し、一旦は検討を保留することを確認した。（令和2年10月12日第63回検討部会） ・ 子ども議会の実施の検討について、議論を進めていくことを確認。（令和4年10月3日第77回検討部会、令和4年10月7日第32回推進会議） ・ 子ども議会の実施に向けて、開催日程や具体的な実施手法等について教育委員会と協議した上で、改めて協議することとした。（令和5年5月26日第80回検討部会） ・ 県内の子ども議会の実施状況を確認し、子ども議会実施案について協議した。また、今後、子ども議会の実施に向けて、詳細な内容やスケジュール等について検討するため、プロジェクトチームを設置し、協議を進めることとした。（令和6年1月18日 第85回検討部会） ・ プロジェクトチームにおいて、子ども議会の実施方法について協議。（令和6年1月19日、令和6年2月13日）

現状分析	議論する内容	対応内容
		<ul style="list-style-type: none"> ・子ども議会の実施については、令和6年度亀山市中学生議会として開催することとし、開催目的や参加対象者、質問テーマ、スケジュール等について協議した。（令和6年2月15日 第86回検討部会） ・プロジェクトチームにおいて、中学生議会実施要領及び学校説明会の資料等について協議。（令和6年3月22日、令和6年4月3日） ・令和6年度亀山市中学生議会実施要領（案）について協議し、各中学校で行う学校説明会の実施日及び説明資料について確認した。また、議員推薦書や参加承諾書、発言通告書等の様式案について確認した。（令和6年4月19日 第87回検討部会、令和6年4月23日第38回議会改革推進会議） ・各中学校への学校説明会を実施。 令和6年5月9日 亀山中学校 令和6年5月24日 関中学校 令和6年5月30日 中部中学校 ・5月に開催した学校説明会の報告のほか、中学生議会のスケジュール、進行及び体制等について確認した。（令和6年7月9日 第88回検討部会、令和6年7月19日 第39回議会改革推進会議） ・令和6年8月27日に開催する令和6年度亀山市中学生議会の進行及び体制について確認した。（令和6年8月8日 第89回検討部会、令和6年8月20日第40回議会改革推進会議） ・災害等の緊急時における中学生議会の開催について協議。（令和6年8月26日 第90回検討部会、令和6年8月27日 第91回検討部会） ・令和6年8月27日午後1時30分から、亀山市議会議場において、「令和6年度亀山市中学生議会」を開催した。

現状分析	議論する内容	対応内容
		<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度亀山市中学生議会のアンケート結果を取りまとめ、その結果から総括を行うこととし、総括の中で今後の子ども議会の実施について協議することを確認した。 (令和6年10月18日 第92回検討部会、令和6年10月21日 第41回議会改革推進会議) ・子ども議会を毎年開催とし、令和7年度は、令和6年度と同じく、中学生議会として開催することについて、議会改革推進会議で協議することを確認した。(令和7年1月23日 第94回検討部会) ・子ども議会を毎年開催とし、令和7年度は、令和6年度と同じく、中学生議会として開催することについて、議会改革推進会議で確認した。(令和7年2月7日 第42回議会改革推進会議) ・令和7年度中学生議会の開催について、議長から校長会に依頼。(令和7年2月20日) ・令和7年度亀山市中学生議会実施要領(案)について協議し、中学生議会に向けて、学校説明会等のスケジュールについて確認した。また、議員推薦書等の様式案について確認した。(令和7年5月12日 第98回検討部会、令和7年5月19日 第43回議会改革推進会議) ・5月に開催した学校説明会の報告のほか、中学生議員との発言通告書作成の関わり方について確認した。(令和7年6月20日第99回検討部会、令和7年6月23日 第44回議会改革推進会議) ・令和7年8月26日午前10時から、亀山市議会議場において、「令和7年度亀山市中学生議会」を開催し、交流会を実施した。

現状分析	議論する内容	対応内容
		<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度亀山市中学生議会のアンケート結果を取りまとめ、総括を行い、今後の子ども議会の実施について協議し、令和8年度については、2回実施した中での検証を行うこととし、次期任期に向けて、対象や実施手法など子どもの意見表明の場の在り方について改めて協議することとした。 （令和7年10月17日 第103回検討部会、令和7年10月20日 第46回議会改革推進会議） ・主権者教育を推進するため、議会改革推進会議の下部組織として「主権者教育推進部会」を設置することを確認し、関係例規の整備を行うこととした。 （令和8年2月17日 第107回検討部会、令和8年2月19日 第47回議会改革推進会議）